

近江八幡市行政改革実施計画

平成23年3月

近 江 八 幡 市

目 次

行政改革実施計画の策定方針等	1
1. 策定方針	
2. 基本方針	
3. 行政改革実施計画の期間	
4. 進捗管理・公表	
5. 実施計画の改訂	
6. その他	
. 市民と行政が協働してまちづくりを進められるように、行政の役割や責任を明確にした 市政の確立	2
(1) 地域協働の推進	2
. 市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていけるための、持続可能な財政基盤の 確立	3
(1) 経費の節減等財政の健全化(歳入・歳出)	4
持続可能な財政基盤の確立をめざした財政運営	
税等収納率の向上	
受益者負担の適正化	
業務の再編・整理、廃止・統合	
補助金等の整理、廃止・統合	
新たな歳入の確保	
公有財産の有効活用と処分	
給与等の適正化	
(2) 民間委託等の推進	10
(3) 指定管理者制度等の活用	10
(4) 地方公営企業の経営健全化	11
(5) 第三セクター等の見直し	11
(6) 特別会計の健全化	12
. 時代の要請に的確に対応できる組織づくりと人づくりによる組織力の向上	13
(1) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	13
(2) 定員管理の適正化	13
(3) 人材育成の推進	14
(4) 公正の確保と透明性の向上	14
(5) 電子自治体の推進	15
(6) 広域行政等の推進	15

行政改革実施計画の策定方針等

1. 策定方針

平成12年に地方分権一括法が施行されて以来、国や県から市へ権限が移譲され、身近な行政を自主的・自立的に担えるようになった一方で、従来の行政施策を見直し、行政と市民との役割分担の新しいあり方の模索、行政諸活動についての説明責任の確保、市民ニーズや地域の実情にあった政策を打ち出せる政策形成能力の向上などが求められています。

さらに、平成22年3月21日に合併により新近江八幡市が誕生したことから、新たな自治体運営の体制を確立し、合併の効果を最大限に発揮した新市の建設をめざした行政改革に取り組まなければならない状況です。

合併前の市町におけるこれまでの行政改革によって、市民と行政の役割や事業の見直しを進め、行政の簡素化や合理化は一定進んできました。

今後も、多様化・高度化する行政需要に柔軟に対応していくためには、多様な主体と役割を分担することと事業の選択と集中や事業の検証などの取り組みによる財政基盤の確立が課題であり、課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

また、行政の役割の検討や事業見直しをする際には、「行政が関与する必要があるか。」あるいは「税や財産が有効に活用されているか。」の視点を基本とします。

なお、行政改革を推進するためには、行政活動に対する市民の理解が不可欠ですので、行政組織や職員の意識や能力が重要な要素であることを職員ひとりひとりが理解し、市民への説明の充実を図りながら取り組みを進めていきます。

2. 基本方針

行政改革実施計画では、行政改革大綱に基づき次の3つの柱を基本方針とします。

- ・市民と行政が協働してまちづくりを進められるように、行政の役割や責任を明確にした市政の確立
- ・市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていけるための、持続可能な財政基盤の確立
- ・時代の要請に的確に対応できる組織づくりと人づくりによる組織力の向上

3. 行政改革実施計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

4. 進捗管理・公表

行政改革実施計画に掲げた目標を達成できるよう、定期的に近江八幡市行政改革推進本部において進捗管理を行い、近江八幡市行政改革推進委員会による外部の視点から検証と意見を受けながら推進します。その結果についても、公表します。

5. 実施計画の改訂

行政改革実施計画の期間中における新たな取り組みを加えるなど、必要に応じて行政改革実施計画の改訂を行います。

6. その他

平成22年度から実施した公開事業診断の対象事業については、検討状況をみながら実施計画に追加していきます。

実施計画には、取組項目の内容や目標としている実施年度、成果指標と平成26年度までの達成目標などを示しています。

【 ．市民と行政が協働してまちづくりを進められるように、 行政の役割や責任を明確にした市政の確立】

住民自治の確立と行政の役割を明確にしていくために、意思決定と行政改革のプロセスを市民参加と理解を得られるような形で進めていくことを重視します。

そこで、市民の信頼を高め、市民に信頼される行政をめざして、近江八幡市における様々な意思決定が市民の参加によって行われたり、市民によくわかるように行われたりする、新しい仕組みを築くために、以下の項目の具体化に向け、取り組みを進めていきます。

市の政策で対応すべき問題の抽出、その問題解決に向けた政策課題の設定といった政策過程の初期段階において市民参加を積極的に進める仕組みを検討し、市民と行政が話し合える環境づくりに努めます。

市民と行政の役割を見直すなどの改革を進めていく際には、市民の役割を認識し、納得して協力できるように意見を交わしながら取り組んでいきます。

市民が自ら住む地域に責任を持って関われるために必要な権限や財源を付与する自治体内分権を引き続き進め、市民や地域に移譲できるものについては、計画を立てて、順次移譲を進めます。

また、移譲した後も市民の自発的、主体的な活動が活発かつ継続的に行なわれるようにするために、市は支援を行います。

市民では担いきれない役割等については、行政が専門的な立場から市民をサポートできる体制を確立していきます。

事業の見直しにあたっては、活力と魅力ある地域づくりにとっての必要性や市民相互が論議し考えるためのコミュニケーションの場を提供しているかどうかといった視点を重視します。

(1) 地域協働の推進

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	協働のまちづくり基本条例の全市域における施行	まちづくり支援課	協働のまちづくり基本条例の全市域における施行にむけ取り組む(合併時は近江八幡地域のみ適用する暫定施行) 広報や行政番組を通して、条例の趣旨などについて啓発する 条例で規定されている内容の実施状況をまとめ、「協働のまちづくり推進委員会」(外部組織)等を立ち上げ、検証を行う 検証結果をもとに、必要に応じて条例を見直し、議会へ提案する	市民と行政の適切な役割分担のもと、協働のまちづくりを推進する		準備	実施			
【成果指標と平成26年度末までの達成目標】										
平成23年度に条例を整備し、平成24年度から全市域において施行する										
2	身近な自治システムの形成 * 欄外に説明	まちづくり支援課 地域振興課	安土地域のまちづくり協議会について、平成25年度設立にむけて支援する まちづくり協議会の役割について、学区役員や地域住民、職員に周知する まちづくり支援交付金(まちづくり協議会活動の原資)をより有効活用するための情報交換を行う 協働のまちづくり推進委員会により、まちづくり支援交付金の成果などを検証する	市民と行政の適切な役割分担に基づく協働のもと、市民の自主自立のまちづくりをめざす		一部実施				
【成果指標と平成26年度末までの達成目標】										
安土地域におけるまちづくり協議会の設立 まちづくり支援交付金の適正かつ有効な活用										

* 地域(学区)におけるまちづくりや住民自治活動の主体となる学区まちづくり協議会を設立し、市からのまちづくり支援交付金を原資として活動する仕組み。近江八幡地域では9つのまちづくり協議会組織がある。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)				
					22	23	24	25	26
3	NPOと行政の協働の仕組みづくり	まちづくり支援課	民と官が互いの特性を活かした協働事業が行えるような仕組みの構築に向け、「協働のまちづくり推進委員会」を立上げ検討し指針を策定する NPO法人近江八幡市中間支援センターと行政との役割分担を明確にし、民と官それぞれの立場により本市のまちづくりのさらなる活性化を図る	民と官それぞれの立場によりまちづくりに取組める仕組みが構築できるよう指針を策定する	検討	→	実施	→	→
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】						
			平成24年度に指針を策定し、これに基づき協働を推進する						
4	市政への市民参画機会の提供等	各課	様々な意思決定の過程における市民参画の機会の提供あるいは確保するための取り組みを推進する (参考) 平成22年度の状況 (H22年12月末現在) * 市民委員を構成員としている審議会等の数 : 24 (A) * 公募委員を構成員としている審議会等の数 : 9 (B)	市政へ市民の意見を反映し、協働のまちづくりを推進する	実施	→			→
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】						
			公募委員を構成員としている審議会等の数の増加 (B) / (A) = 60% をめざす						
5	市民提案制度の創設	政策推進課	市役所で行っている仕事のうち、市民自らが行えるものの提案を募集し、市民発案・参画型のまちづくりを推進する	市民のまちづくりへの参画意識を醸成する	実施	→			→
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】						
			提案件数 毎年10件以上						
6	災害など有事の際の協働体制の構築	生活安全課	各自治会に近江八幡市地域防災活動推進員を設置し、組織の立ち上げと計画的な訓練の実施を推進する 未組織の自治会へは、推進員や出前講座を通じて組織化を働きかけるとともに、防災資機材購入に係る補助制度の周知 * 自主防災組織がある場合は、補助対象となる範囲が拡大 (平成22年度目標65% H22年12月末現在 64.2%)	大規模災害発生時の被害の軽減をめざし、地域防災力を強化する	実施	→			→
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】						
			組織率 77%(H26年度末)						

【 . 市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていけるための、持続可能な財政基盤の確立】

健全な財政を目指すことは、市が市民に対して約束しなければならない大前提です。そのための支出の削減、行政運営の合理化、不要不急の事業や目的を達成した事業の見直し、税等の収納率の向上等による負担の公平性の確保や新たな収入源の模索に引き続き取り組んでいきます。

また、これらの改革では、市民の負担が増えたり、地域活力の低下につながることもあるので、このような負の側面にも配慮しながら進めていく必要があります。特に市民生活や地域活動に直接影響することについては、市民の理解と納得が得られるように改革の進め方や意思決定の方法の工夫に努めます。

持続可能な財政基盤の確立をめざした行政改革を進めるにあたっては、次の視点を重視します。

政策の優先順位を明確にするために、市民に対して政策の効果や必要性の十分な説明とあらかじめ市民の意見を聴き、積極的に取り入れ、予算の配分に配慮することと、優先順位が低いと思われる政策については、あらかじめ市民や関係者の意向を十分に聴取しながら見直す。

市民や職員から提案やアイデアを募り、真に市民が必要としている事業、より費用対効果の高い事業が展開できるような仕組みを構築し、限られた資源を有効に活用し、市民や職員のやる気やパワーを高める。

会計の実態を把握しやすくするバランスシートを有効に活用して、財政状況を市民へ示し、歳入の増減、赤字の発生等についてその原因や市民生活への影響について、市民へわかりやすい形で公表する。

「公開事業診断」などを通じて事業の見直しを進めるとともに、市民に市行政に対して関心を持ってもらうための工夫と、コスト面だけではなく、サービスの質の変化について検証し、公表する。

(1) 経費の節減等財政の健全化

持続可能な財政基盤の確立をめざした財政運営

本市の財政状況は、義務的経費の割合が50%前後と高水準で推移していることから、財政の硬直化を懸念します。今後、少子高齢化社会の進展などに伴う新たな行政ニーズや新市基本計画に予定されている基盤整備事業など多様化する行政ニーズに柔軟に対応する必要があります。

平成22年11月現在の試算では、平成30年度で約25億円の収支不足が見込まれています。今後、市税収入の動向や国、県の財政構造改革の影響など不確定要素もありますが、平成26年度末で、平成30年度の収支不足が解消できるように財政運営の指針(中期財政計画)を定め、組織的な取り組みを進めます。

また、平成24年度から平成26年度にかけて大規模基盤整備事業が予定されており、事前検証においては、ランニングコストをはじめ、あらゆる効率化の可能性を探り、創意工夫しながら事業費コストの縮減や一般財源の負担を抑制する方法の検討に取り組みます。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	中期財政計画の策定と進捗管理	財政課	<p>全庁的な取り組みを展開するために、財政運営の指針となる中期財政計画を策定し、進捗管理を行う</p> <p>【収支改善に向けた基本的な考え方】</p> <p>歳入 * 市税等は負担の公平性の確保 * 受益者負担はサービスのコスト縮減を図りつつ、市民間の受益と負担の公正性の確保 * 公有財産の有効活用と一般財源の確保</p> <p>歳出 * 事業を検証し、無駄を排除 * 事前検証の徹底による投資的経費のコスト縮減と一般財源による負担の抑制</p>	新市基本計画に基づくまちづくりの実現に向け、持続可能な財政基盤の確立をめざす	実施					
【成果指標と平成26年度末までの達成目標】										
基金(財政調整・減債・公共施設整備基金)残高 45億円以上(平成26年度末)										
2	予算規模の適正化	財政課	<p>現行の予算枠配分制度を踏まえた新たな予算編成方式を検討し、大型事業を除く予算において適正な予算規模による予算編成を行う</p> <p>予算編成過程の公開に向け取り組む</p>	「歳入に見合った歳出」の原則に基づき、適正な予算規模による財政運営	検討	実施				
【成果指標と平成26年度末までの達成目標】										
平成24年度(平成25年度予算) 予算編成過程の公開 中期財政計画との整合を図る 基金(財政調整・減債・公共施設整備基金)残高 45億円以上(平成26年度末)										

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
3	財務書類4表(*次頁に注記)の分析と有効活用	財政課	近江八幡市公会計整備推進委員会(内部組織)を設置し、財務書類4表の根幹となす資産整備に向け市全体で取り組みを推進する	資産管理状況の分析結果や長期的な展望を予算編成へ反映するとともに、将来展望を把握する	一部実施					
			有形固定資産台帳の整備(土地から) 未収金の管理体制の整備 他市の財務書類(数値)と比較分析し、予算編成への反映手法を検討する							
			[成果指標と平成26年度末までの達成目標]							
			有形固定資産台帳整備(土地) 未収金管理体制の整備 財務書類4表の分析、活用							

* 財務書類4表 貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書

* 財務書類4表の根幹は資産管理にある。本市では、現在、総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成し、資産管理に関するデータは、暫定的に決算統計データを用いているが、資産の実態把握と再評価による資産整備が必要とされている。ただし、資産整備には多額の経費と時間を要する見込みであり、厳しい財政状況下では課題である。

税等収納率の向上

地方自治体の歳入の根幹である税収を確保することは重要な課題です。負担の能力や受益に応じた、税等の負担の公平性を確保することが重要です。

納税意識の高揚を図る啓発を行うなど収納率向上に向けての取り組みを進めます。

特に、納め忘れ等に対する早期対応により滞納を防ぐ取り組みを重視するとともに、口座振替制度を奨励する等納付者の利便性の向上を図ります。

また、市税等徴収困難な公債権の徴収・滞納処分にあたる体制整備についても見直し、収納率向上に向けた徴収体制の強化を図るとともに、納付に係るコストの公平性の観点から、徴収業務のコスト縮減についても検討を進めます。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
改革の方針と具体的な内容欄の【*印】は、収納率を向上するための取り組みを示しています。										
1	市税の収納率の向上	収納課	収納率の向上(現年分 98.5%)をめざす *滞納処分の強化 (平成21年度 現年分収納率 98.31%) 督促業務の民間委託の検討 公共サービス制限条例の検討	税負担の公平・公正性を確保する	一部実施					
			[成果指標と平成26年度末までの達成目標]							
			現年分収納率 98.5%(各年)							
2	国民健康保険料の収納率の向上	保険年金課	収納率の向上(現年分 93%)をめざす (平成21年度 現年分収納率 91.39%) *徴収業務の徹底(督促、差押等滞納処分の実施) *訪問徴収の充実 *郵便物返戻者等に対する実態調査の実施 *資格管理の徹底(他保険加入者への届出奨励等) *納付相談の充実	保険料の負担の公平・公正性を確保する	実施					
			[成果指標と平成26年度末までの達成目標]							
			現年分収納率 93%(各年)							

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
3	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	保険年金課	<p>収納率の向上(現年分 99.9%)をめざす (平成21年度 現年分収納率 99.78%)</p> <p>* 徴収業務の徹底(督促、差押等滞納処分の実施) * 訪問徴収の充実 * 郵便物返戻者等に対する実態調査の実施 * 納付相談の充実</p>	<p>保険料の負担の公平・公正性を確保する</p>	実施					
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】							
			現年分収納率 99.9%(各年)							
4	介護保険料の収納率の向上	介護保険課	<p>収納率の向上(現年分 99%以上)をめざす (平成21年度 現年分収納率 98.87%)</p> <p>* 徴収業務の徹底(督促状等の迅速な発送、差押等滞納処分の実施) * 制度無理解者へは、電話・訪問により納付を促す * 納付の意思を示さない場合における給付制限を視野にいれた対策を講じる * 65歳到達者の納付方法を、早期に特別徴収(年金からの天引き)に切り替える</p>	<p>保険料の負担の公平・公正性を確保する</p>	実施					
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】							
			現年分収納率 99%(各年)							
5	保育料の収納率の向上	幼児課	<p>収納率の向上(現年分 99%)をめざす (平成21年度 現年分収納率 98.16%)</p> <p>* 口座振替納付の推進 * 子ども手当での支給時にあわせた納入意識高揚の啓発 * 徴収業務の充実(面談・訪問)</p>	<p>保育料の負担の公平・公正性を確保する</p>	実施					
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】							
			平成26年度 現年分収納率 99%							
6	住宅使用料の収納率の向上	住宅課	<p>収納率の向上(前年度比較 0.5ポイントアップ)をめざす (H21年度 現年分収納率 82.28%)</p> <p>* 滞納者への取り組み(納付意識の高揚、督促状等の発送、訪問による催告・徴収) * 納付に応じない入居者には法的措置(明渡し訴訟)を講じる</p>	<p>受益者負担の公平・公正性を確保する</p>	実施					
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】							
			平成26年度 現年分収納率 84.78%							

受益者負担金の適正化

使用料・手数料などの受益者負担金については、サービスに要するコスト縮減を図るための継続的な改善に努めるとともに、市民間の受益と負担の公平を確保することが重要です。
受益者負担金の適正化を図ると共に、今後、目安となる指針を定め、検証する仕組みを検討します。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	安土福祉自動車の有償運行	健康福祉課	安土福祉自動車条例を定め、有償運行する。 なお、平成23年度は、利用者の状況等実態調査を行い、福祉自動車の運行のあり方を引き続き検討する。	市民間の受益と負担の公平性を確保する	検討	実施				
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】							
			平成23年度から乗車運賃(使用料)を徴収							

業務の再編・整理、廃止・統合

行政が行っている業務について、「公共サービスの行政関与および民間委託等に関する指針」(平成22年10月策定)に基づき、行政の関与(公的関与)のあり方を検証し、社会経済情勢の変化や市民ニーズの低下、財政状況等を考慮しながら業務の再編・整理、廃止・統合に取り組みます。
また、公開事業診断対象事業については、検討状況をみながら取組項目に追加していきます。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	業務の再編・整理、廃止・統合	各課	行政評価などを通じて検証を行い、検証結果に基づき、業務見直しを検討する	行政ニーズに柔軟に対応した、効率的・効果的な行政運営をめざす	実施					
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】							
2	市税納期前納付奨励金の廃止	収納課	県内他市の取り組み状況の確認 費用対効果の検証 公開事業診断の診断結果の分析 分析・検証結果に基づく廃止検討 市税条例改正手続き (H23年3月議会提出) 市民周知	納税の公平性を確保する	検討	周知	実施			
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】							
			市税納期前納付奨励金制度の廃止							

補助金等の整理、廃止・統合

補助金・負担金については、事業の目的と内容から行政関与の必要性、経費負担のあり方、効果について「補助金等の見直し方針」(平成22年10月策定)に基づき、検証を行い、継続的に補助金制度の見直しを進めます。
また、公開事業診断対象事業については、検討状況をみながら取組項目に追加していきます。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	補助金・負担金の見直し	各課	行政評価などを通じて検証を行い、検証結果に基づき、補助金制度の見直しを検討する	行政ニーズに柔軟に対応した、効率的・効果的な行政運営をめざす	実施					

新たな歳入の確保

本市の歳入は、市税が全体の39%(平成21年度決算)を占めていますが、平成20年度と比較すると景気動向による影響を受けて、大幅に減少しています。こうしたことから、安定した自主財源を確保することが、より安定した公共サービスの提供につながるため、財源を模索します。

また、市有資産等を活用した広告事業やふるさと納税制度を活用した「ふるさと応援寄付金条例」の創設等により、自主財源を増やす取り組みを推進します。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	広告事業の推進	各課	一定のルール(広告事業実施要綱)に基づき、取り組みを推進する (参考) 広告事業実施数 10事業(媒体) 駅自由通路、広報紙、窓口用封筒、ホームページバナー、市民バス・路線図、公用自動車、観光パンフレット、ポスター・チラシ(H22.12月末) 平成21年度実績 4,775千円	自主財源を確保する	実施					
						【成果指標と平成26年度末までの達成目標】				
						広告媒体数を増やす 広告料収入の増加				

公有財産の有効活用と処分

公有財産の有効活用を図るために、事業の計画変更等によって将来の利用目的が薄れた土地や、処分可能な財産については、有償貸与や売却を進めます。

また、公の施設については設置目的や利用状況などを検証し、「公の施設の管理運営に関する方針」に基づき、管理運営のあり方を検討します。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	公有財産の有効活用と処分	管財契約課	公有用地を精査し、利用目的のない財産の有効活用・売却処分を進める 定期借地権付の土地運用についても検討する	歳入の確保及び土地管理経費の軽減を図る	一部実施			実施		
						【成果指標と平成26年度末までの達成目標】				
						平成24年度に新たな売却計画を策定し、これに基づいた売却を実施する				
2	改良住宅(2戸1)の譲渡処分	住宅課	(譲渡基本方針) 改良住宅の譲渡を行う 改良住宅の建て替えは行わない 空き家については、国の用途廃止承認後、建物・土地を処分する (参考) 改良住宅戸数 596戸	地域住民の自意識の向上や地域の活力を高める	実施					
						【成果指標と平成26年度末までの達成目標】				
						譲渡戸数 80戸				

給与等の適正化

給与制度については、今後も、地方公務員の給与制度の動向に注視し、市の財政状況と人事院勧告や県人事委員会勧告を踏まえ、引き続き、地域の民間給与を反映させた適切な給与水準となるように取り組めます。

また、職員の福利厚生事業についても、市の財政状況や社会情勢との適合性、民間企業や他の地方自治体との均衡等を考慮しながら、継続して事業内容の見直しや経費の節減に向け取り組めます。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	給与等の適正化	総務課	<p>現行制度下の人事院勧告や県人事委員会勧告を踏まえ、地域の民間給与を反映させた給与改正 特殊勤務手当をはじめとする諸手当の検証と見直しの実施 「市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」に基づく改正 市財政状況を踏まえた特別職及び一般職の独自給与抑制策の検討 特別職及び一般職の給与等の公表</p> <p>(参考) ラスパイレス指数 H22 99.5</p> <p>【成果指標と平成26年度末までの達成目標】</p> <p>地域の民間給与を反映した給与水準</p>	地域の民間給与を反映させた適切な給与水準とする。	実施					→
2	福利厚生(職員互助会)事業の見直し	総務課	<p>情報公開を進め、職員互助会事業の透明性を高め、市民への説明の充実を図る 職員互助会事業については、市の財政状況や社会情勢との適合性、民間企業や他の地方自治体等との均衡等を考慮しながら実施するとともに、引き続き、事業内容や公費(職員互助会事業補助金)負担のあり方について見直しを検討する</p> <p>【成果指標と平成26年度末までの達成目標】</p> <p>職員互助会事業の実施状況の公表 互助会事業の継続的な見直し</p>	社会情勢との適合性や民間企業、他の自治体等との均衡に考慮した福利厚生事業とする	一部実施					→

(2) 民間委託等の推進

行政の関与が必要な業務であっても、費用対効果や効率性、行政責任の確保、法令との整合性、受託能力などを総合的に勘案しながら多様な公共サービス提供の実施主体を検討する必要があります。「公共サービスの行政関与および民間委託等に関する指針」に基づき、民間委託・民営化を進めていきます。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	学校給食 (調理業務)	学校教育課	小学校における学校給食調理業務を随時民間委託に切替えていく *平成22年度まで 桐原小学校 1校 *平成23年度から 桐原・金田小学校 2校 H22年度 幼稚園、小・中学校における給食のあり方を、給食のあり方検討委員会を設置し検討する 【参考】 給食実施状況 旧近江八幡市 10小学校(自校方式) 旧安土町 センター方式 (幼稚園、小・中学校) 正規職員数の推移 H21年度 20人 H22年度 18人	民間のノウハウを活かし、衛生管理等の充実と安定した給食サービスの充実を図る	一部実施					→
【成果指標と平成26年度末までの達成目標】										
			学校給食基本計画の策定 基本計画に基づき委託化を推進							

(3) 指定管理者制度等の活用

公の施設の利用状況や運営状況などを検証し、民間のノウハウを活用し、効果的・効率的な管理運営が期待できる公の施設については、指定管理者制度の導入を進めていきます。

また、導入後においては、指定管理者による管理運営の状況や市民サービスについての検証・評価を行い、指定管理者による管理運営業務の充実に向け取り組むとともに、指定管理者の選定替えの時期に合わせて定期的に施設の管理運営のあり方について検討します。

なお、平成22年度に指定管理者制度を適用している施設数は23施設あります。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	かわらミュージアム	地域文化課	かわらミュージアムの管理運営に、指定管理者制度を導入する 指定管理者による管理運営に向け諸条件の整理 指定管理者の選定に向けた手続き 直営による管理運営から指定管理者による管理運営に移行 検証・評価(モニタリング)の実施	市民サービスの向上と経費節減を図る	検討	→	実施			
【成果指標と平成26年度末までの達成目標】										
			指定管理者制度の導入							
2	特別史跡安土城跡前駐車場及びガイダンス施設	地域文化課	特別史跡安土城跡前の土地を、史跡整備が行われるまでの間、駐車場として活用し隣接するガイダンス施設と一体的な管理運営を行う 指定管理者による管理運営に向け諸条件の整理 指定管理者の選定に向けた手続き 直営による管理運営から指定管理者による管理運営に移行 検証・評価(モニタリング)の実施	土地の有効活用による利便性の向上及び管理運営の効率化を図る	検討		実施			
【成果指標と平成26年度末までの達成目標】										
			指定管理者制度の導入							

(4) 地方公営企業の経営健全化

経済性の発揮を基本としながら、住民福祉の向上をめざし、地方公営企業として病院事業と水道事業に取り組んでいるところです。両事業とも事業の現状と展望を明らかにして、経営健全化の基本方針や経営基盤強化への取り組み等を経営健全化計画で定め、積極的に取り組みます。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	病院事業の経営健全化	(総合医療センター) 総務課	「市立総合医療センター病院改革プラン」に基づき取り組む 【具体的な取り組み】 関係医科大学との連絡調整を密に図りながら、医師確保に努める 看護師の労働環境改善を図り、安定的な確保を図る 限られた医療資源を有効活用するため、地域医療連携をより進める 新規の診療報酬加算取得を進める 【成果指標と平成26年度末までの達成目標】 経常収支比率* 97.8%(平成21年度) 99.9%	東近江医療圏域の急性期疾患を中心とした入院ならびに救急医療の充実と経営の安定化	実施					
2	水道事業の経営健全化	上水道課	経営健全化計画を定め、計画に基づき取り組む 【基本方針】 独立採算制の堅持 健全経営(黒字経営)の維持 計画的な引当金(建設改良・減債等)の積立 経費削減策の実施 アウトソーシング等民間的経営手法の導入 収納率・有収率の向上 (H23年度 新基準による計画見直し) 【成果指標と平成26年度末までの達成目標】 経常収支比率*100%以上を維持する	経営健全化と経営の合理化	実施					

*地方公営企業法が適用される地方公営企業という経常収支比率とは【経常収益 / 経常費用 × 100】で算出され、100%以上であることが健全とされます。(地方自治体の弾力性を示す指標として用いられる「経常収支比率」とは区別されます。)

(5) 第三セクター等の見直し

時代の要請に応じて設立された第三セクターは、公共サービスの提供に大きな役割を果たしてきましたが、社会経済状況の変化に伴い、その設立趣旨や役割、運営状況等から、今後の存在意義を再検討し、関与のあり方等について見直しを図っていきます。

市の出資比率が25%以上の法人等

名 称	出資比率
近江八幡市土地開発公社	100.0%
安土町農業公社	66.7%
財団法人 近江八幡市国際協会	100.0%
財団法人 近江八幡市人権センター	100.0%
財団法人 安土町文芸の郷振興事業団	100.0%
財団法人 ハートランド推進財団	48.0%
財団法人 近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター	28.8%

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)				
					22	23	24	25	26
1	(財)近江八幡市国際協会への支援のあり方の見直し	まちづくり支援課	安土町国際文化交流協会との統合調整がスムーズに行えるように支援する 公益財団法人移行手続きが行えるよう支援する 財団と協議しながら、市が行うべき支援策を明確にし、市の関与の度合いを段階的に見直す	財団と市の役割分担による効率的・効果的な行政運営	検討	検討	実施	→	
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】						
			財団と市の協議により決定した支援を行う						

(6) 特別会計の健全化

特別会計にあたっては、それぞれの事業の性質に応じた効率的な運営を図るとともに、独立採算を基本とした健全経営に努めます。

また、公共下水道事業特別会計については、経営健全化計画を策定し取り組みます。

名	称
国民健康保険特別会計	
公共下水道事業特別会計	
農業集落排水事業特別会計	
介護認定審査会共同設置事業特別会計	
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	
介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	
後期高齢者医療特別会計	

* 普通会計に該当する特別会計(文化会館事業・子ども療育事業)を除く

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)				
					22	23	24	25	26
1	公共下水道事業経営健全化計画の策定と進捗管理	下水道課	下水道事業は、建設投資規模が大きく、期間も長期にわたるため、市の財政運営に与える影響が多いため、経営健全化計画を定め、適切な事業実施と効率的な経営に向け取り組む また、近江八幡市公共下水道事業審議会に諮りながら、使用料の見直しについても検討する	中長期的視点にたった効率的な経営	検討	検討	実施	→	
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】						
			平成24年度に経営健全化計画を定め、計画の実現に向けた進捗管理を行う						

【 時代の要請に的確に対応できる組織づくりと人づくりによる組織力の向上】

市民に信頼され満足してもらえる行政になるためには、行政組織の編成やそこにおける意思決定の方法を見直すことが必要です。また、「組織は人なり」と言われるように、一人ひとりの職員の意識や能力も重要な要素です。行政組織と職員に関する改革では、住民自治が確立した社会において求められる専門性を身に付けた職員を育てるとともに、新しい時代の自治概念や市民との関係のあり方などを職員は理解しなければならないことを重視します。

(1) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

これまでの行政改革により、職員数の削減による行政組織のスリム化が進み、また、地方分権の進展により、基礎自治体である市の業務範囲が広がる傾向にあることから、職員の英知を結集し、限りある経営資源を効果的に活用し、「選択と集中」を図りながら、組織力の向上をめざします。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	行政組織の見直し	総務課	市民にわかりやすい行政組織(ネーミングと市民窓口機能の可能な限りの集約化) スリムで重要政策の推進強化を図る行政組織(政策推進に係る意思決定の迅速化と重要施策推進体制の構築) 地域自治区(安土町総合支所)の権能と本庁各部署との機能分担 職員削減及び職務職階制に基づく職員構成を想定した組織 (参考)H22年3月21日の行政組織 本庁 市長部局 7部34課室 教育委員会 1部 3課 水道事業所 1部 2課 病院事業事務部 1部 2課 安土町総合支所 5課	年次の職員数の削減を踏まえつつ、諸情勢の変化に対応できる行政組織	検討	実施				
【成果指標と平成26年度末までの達成目標】										
行政組織の見直し										

(2) 定員管理の適正化

これまで定員適正化計画を策定し取り組んできましたが、依然として厳しい行財政環境にあり、行政ニーズの増大や多様化・高度化に対応するため、行政組織の効率化・合理化に努め、限られた職員数の中で質の高い行政サービスの提供と、市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる体制をめざします。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	定員管理の適正化	総務課	定員管理適正化計画を策定し、取り組みを強化する 柔軟かつ効果的に対応できる行政組織の構築に努める 事務事業の見直し、縮小や統廃合への取り組み及び権限移譲を前提としたものとする 民間委託や指定管理者制度の導入推進によるスリム化をめざしたものとする 定員管理とともに総人件費抑制の観点から、嘱託職員や臨時的任用職員等の活用を図り、退職者数の推移に注視し、基本的には新規採用の抑制に努めながら定員の削減を実施する	効率的・効果的な行政運営	実施					
【成果指標と平成26年度末までの達成目標】										
(別掲)										

数値目標と適正化計画

<数値目標の考え方>

ア 一般行政部門(水道事業、特別会計含む)・教育部門において平成22年4月1日を基準日として、平成27年4月1日で職員数を10%削減する。
ただし、病院事業と一部の職種は除外する。イに記載

イ 除外する部門と職種

医療供給体制の充実や病院経営の健全化を図るため、病院事業は除く
少子高齢化の進展に伴い、介護保険や子育て支援などの行政ニーズの増大が見込まれる業務に従事する保健師、社会福祉士、管理栄養士、臨床心理士、幼稚園教諭、保育士の職種は除く
看護専門学校専任教員(看護専門学校のあり方の検討結果を踏まえる。)は除く

【市全体職員数計画】

(基準日 : 毎年4月1日)

項目	期間内計(B)-(A)						人数	適正化率
	H22(A)	H23	H24	H25	H26	H27(B)		
ア 市長部局等定員適正化対象	442	432	423	415	405	397	45	10.2%
イ 除外職種(病院事業除く)	183	190	190	190	190	190	7	/
市長等部局合計	625	622	613	605	595	587	38	
イ 除外部門(病院事業)	489	496	503	510	517	524	35	
市全体(総数)	1,114	1,118	1,116	1,115	1,112	1,111	3	

(3) 人材育成の推進

地方分権が進む中で、地域の課題を的確に把握し、豊かな発想と優れた経営感覚で柔軟に対応できる意欲ある人材の育成と、職員の能力や可能性を最大限に活かし職員自らが学習し、成長できる職場環境づくりをめざし取り組みます。

取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
				22	23	24	25	26	
1 人材育成の推進	総務課	職員の意識改革を図り、人を育てる職場環境づくりをめざす 人材育成基本方針を策定し、方針に係る具体的な方策(職員提案制度含む)について適宜検証する 職員の育成と意欲向上につながる目標管理を取り入れた人事評価制度を導入する	組織力の向上を図る	一部 実施	→				
		【成果指標と平成26年度末までの達成目標】							
		・人材育成基本方針の策定と具体的な取り組みの達成状況の把握と分析 ・人事評価制度の導入							

(4) 公正の確保と透明性の向上

協働のまちづくりを実現するために、行政への市民の信頼を高め、理解されることが重要であり、行政改革など行政活動における意思決定、進捗状況、結果を評価し、市民にわかりやすい形で公表するなど適切な情報提供により、行政活動の透明性の向上に取り組むとともに、これらの取り組みを通じて、マネジメントサイクル(PDCAサイクル)の定着化につなげます。

また、職員が職務を遂行するにあたっての法令遵守体制を定めたコンプライアンス条例(平成22年9月制定)に基づき、公正な職務遂行に取り組めます。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)				
					22	23	24	25	26
1	ローカルマニフェストの評価	政策推進課	ローカルマニフェストの評価を、行政外部の視点(近江八幡市ローカルマニフェスト評価委員会を設置)で行い、市民への情報公開と説明責任を果たしながら協働のまちづくりを進める	まちづくりの方向性や施策の透明性の向上を図る	実施			*	
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】						
			*ローカルマニフェストはH22～H25までの取り組みのため						
2	行政評価	財政課	行政資源の有効活用を図るために、「必要性」「有効性」「効率性」の観点から、事務事業の検証・評価に取り組む また、市民を交えた第三者の視点からの検証を行う(H22年度は公開事業診断を実施)	行政活動の透明性の向上を図るとともに、効率的・効果的な行政運営をめざす	一部実施	実施			
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】						
3	行政改革大綱・実施計画の策定と進捗管理	財政課	行政改革大綱・実施計画の策定・見直しの際に、PDCAの各過程に市民の意見を反映し(近江八幡市行政改革推進委員会の設置)、取り組みを推進する	合併後の新たな自治体運営体制を確立する	実施				
			【成果指標と平成26年度末までの達成目標】						

(5) 電子自治体の推進

情報技術(IT)を積極的に活用して市民への公開性を高める取り組みを検討します。

また、情報セキュリティ基本方針(平成22年3月策定)に基づき、情報資産を適切に管理し、情報資産に関する事務を安定的に運営します。

(6) 広域行政等の推進

市町村が行う事務であっても、広域的に実施することが施策目的の達成に有効な業務や専門性が高く一定規模があることが望ましい業務、規模の拡大による効率化が可能な業務、定型的で裁量の余地が小さい業務などを対象に、東近江行政組合などの機関を設置し共同で行っています。

今後も、業務の効率化、サービスの高度化、専門性の観点から広域化の取り組みを検討します。

	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	実施年度(目標)					
					22	23	24	25	26	
1	し尿処理事業の広域化	環境課	現在、八日市布引ライフ組合へ委託しているし尿等の処理業務(近江八幡地域分)を、組合への加入により広域化するについて検討する	し尿及び浄化槽汚泥処理の合理化	検討					